国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2026年度)

作成日　2026/10/22
最終更新日　2026/10/22

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2026年9月17日
国立大学法人名		国立大学法人鳴門教育大学
法人の長の氏名		佐古　秀一
問い合わせ先		法人運営部総務課総務・法規係（TEL：088-687-6000、E-mail：soumu@naruto-u.ac.jp）
URL		https://www.naruto-u.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【確認方法】 令和８年９月１７日開催の第３回経営協議会において、各委員へ事前送付した各基本原則・原則・補充原則（以下、各原則等と言う。）に係る対応状況一覧に基づき、各原則等の適合状況について説明を行い、意見聴取を行った。その後、当該意見に対する本学の対応等について取り纏めた後、令和８年１０月６日開催の経営協議会において、最終の確認を行った。 【確認結果】 ガバナンス・コードの各基本原則・原則・補充原則（以下、各原則等と言う。）について、的確に対応し、外部から見てもよくわかる報告書になっていると考える。 引き続き、継続的な見直し・改善を行うことにより、より適切なガバナンス体制を構築することを期待する。
監事による確認	更新あり	【確認方法】 監事に対して各原則等の適合状況等について説明を行い、意見聴取を行った。また、第３回経営協議会において意見聴取に対する大学の対応を確認した。 【確認結果】 報告書の記載は適切であり、各原則等に対応できていると考える。 また、ガバナンスコードの実施内容が、より理解されやすいように工夫がこらされた表現や記載内容となっていると考える。 さらに、毎年、たゆまぬ努力によってガバナンスコードが見直され、段々と充実したものになっているように思う。後は見直されたガバナンスコードに適合した積極的な大学運営がなされることを期待する。
その他の方法による確認		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	本学は「教育は国の基である」という理念の下に、教員養成大学として果たすべきミッションを「未来の社会の担い手である全ての子供の可能性を引き出す学校教育の実現」と捉えている。 当該ミッション実現のため、第４期中（2022年度～2027年度）のビジョンを「主体的に学び創造的に実践する教師づくり・学校づくりのモデルを開発し、地域・全国・世界に発信する大学」とし、目標及び具体的な戦略並びにその道筋を中期目標・中期計画として定め、公表している。 ・「第４期中期目標・中期計画」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/4th_mid-term-goal.pdf なお、中期目標の策定に当たっては、教職員のほか、経営協議会の学外委員からの意見を積極的に聴き、社会のニーズ等を踏まえながら策定している。 ・「経営協議会議事要録」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance03/
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		中期目標・中期計画の進捗状況について、「中期計画達成管理シート（ロードマップ）」により企画戦略室で取組内容や評価指標の達成結果等を毎年検証し、学長に報告している。 なお、検証の結果、中期計画達成管理シート（ロードマップ）において改善が必要な場合は、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て、学長が改善内容を決定することとしている。 また、中期目標・中期計画期間の４年目・６年目終了時には、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て報告書としてまとめ、本学ウェブページで公表することとしている。 ・「役員会議事要録」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance03/ ・「経営協議会議事要録」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance03/ ・「教育研究評議会議事要録」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance03/ ・「業務の実績に関する報告書」「中期目標の達成状況報告書」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance10/

補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	運営・教育研究組織図のとおり、法人経営及び教学運営の実施に係る体制を構築し、公表している。 ・「運営・教育研究組織」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/overview07/ なお、法人の経営組織については「国立大学法人鳴門教育大学学則」に、教育研究組織については「鳴門教育大学教育研究組織規則」に規定しており、各組織において、権限と責任を明確にした上で、組織全体として、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築している。 ・「国立大学法人鳴門教育大学学則」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/101.pdf ・「鳴門教育大学教育研究組織規則」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/212_206.pdf
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針である「国立大学法人鳴門教育大学人事方針」を策定し、当該方針に基づき積極的に登用を行っている。 ・「国立大学法人鳴門教育大学人事方針」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/01_sougoujinnjihousin2021-1.pdf 本方針に基づき適正な年齢構成の実現のため、「本学が目指すべき大学教員の理想の年代構成について」として、中長期的な目標値を定めている。 ・「本学が目指すべき大学教員の理想の年代構成について」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/02_risou.pdf
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	中期的な財務計画については、中期目標・中期計画において、６年間の予算、収支計画及び資金計画を策定し、ウェブページで公表している。 また、第４期中期目標・中期計画を踏まえ、毎年度策定する学内予算編成方針において、本学が担うミッション実現及び社会的インパクトの創出に資する取組として「卓越した教員養成力を持つ大学」、「学び続ける教員を支える大学」、「地域の教育委員会・学校を支える大学」、「人口減少期における教員養成モデルの発信」、「実践的・基礎的研究の推進」の５本柱に対して優先して予算配分を行うことを通じて、国立大学法人運営費交付金をはじめとした公的資金のほか、外部資金の獲得にも努めている。 ・「中期的な財務計画（国立大学法人鳴門教育大学中期計画12～18頁 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/4th_mid-term-goal.pdf

補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	本学の教育研究に係る財務状況、運営状況、キャッシュ・フロー等を示した「財務諸表」、財務データと事業内容等を関連付けて示した「事業報告書」等を義務的開示事項として公表している。 このほか、本学独自の取組として、「財務諸表」だけでは分かりづらい財務構造や経年変化等を含む財務情報に加え、教育研究活動の状況・成果等の関連性を分かりやすく示した「統合報告書」を毎年度作成し、公表することで、ステークホルダーとのエンゲージメントを通じた自律的チェック体制の強化を目指している。 ・「財務諸表」・「事業報告書」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance02/ ・「統合報告書」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/public-relations02/
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針	更新あり	法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針「国立大学法人鳴門教育大学経営等人材育成方針」を策定し公表している。当該方針に基づき、副理事・副学長・専攻長・特命補佐・センター所長等へ適任者を登用し法人経営の一端を担わせるとともに、計画的に各種研修等に参加させること等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成する体制を構築している。 ・「国立大学法人鳴門教育大学経営等人材育成方針」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/03_keieijinnzaiikuseihousin2021.pdf なお、役職者（特命補佐（教育におけるAI・DS活用担当））に40代の教員を登用し、人材育成を図っている。 今後も引き続き、当該方針に基づく人材育成及び登用を積極的に推進することとしている。
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		「国立大学法人鳴門教育大学役員規則」及び「鳴門教育大学副学長規則」において、理事及び副学長の責任・権限を定めて公表するとともに、学長をサポートする体制を構築している。 ・「国立大学法人鳴門教育大学役員規則」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/media-20260605043039-7B30GjvJ.pdf ・「鳴門教育大学副学長規則」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/media-20260605043716-a0bLhI7G.pdf
補充原則２－２－１① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		※本学は運営方針会議を置いていない。

原則２－３－１ 役員会の議事録		役員会は、国立大学法人法で定められた重要事項等について、各種委員会、経営協議会及び教育研究評議会等各機関での審議事項について十分な検討・討議を行うなど、法人の中核的な機能を担っている。また、通常は月２回の定例開催としているが、迅速な対応が求められる場合は、臨時役員会を開催するなど適切な運営を行っており、その議事録は、ウェブページ上で公表し、審議状況の透明性を担保している。 ・「役員会議事要録」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance03/
原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		「国立大学法人鳴門教育大学経営等人材育成方針」に定める外部人材登用に係る観点に基づき、他の教育研究機関等における経験を有する人材を、外部から理事等として登用することにより、経営層の厚みを確保している。 ・「国立大学法人鳴門教育大学経営等人材育成方針」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/03_keieijinnzaiikuseihousin2021.pdf
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		多様な関係者からの本学に期待する事項を的確に把握し、効率的かつ効果的な法人経営に生かすことを目的に、「国立大学法人鳴門教育大学経営協議会の学外委員選考方針」を以下のとおり策定して公表している。 （１）教育や教員養成に深い知見・実践経験を有する者、自治体において行政や教育の経験を有する者、企業経営に知見・経験を有する者や産業界関係者、国立大学の経営に知見・経験を有する者、報道関係者等の多様な関係者から幅広い意見等を聴取できるように選考する。 （２）全国的な視野、地域からの期待等の意見を的確に把握できるように選考する。 なお、会議運営に際しては、法人の経営に係る重要事項を精選して議題として設定した上で、会議資料を事前に各委員に送付し確認いただくことで、限られた会議時間内で効率的に意見交換を行えるよう運営している。また、会議の席で特にテーマを絞らずに学長から学外委員全員に多様な知見・経験に基づいた意見を求める機会を設ける等、審議を充実させるための工夫を行っている。 ・「国立大学法人鳴門教育大学経営協議会の学外委員選考方針」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance03/

補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則」及び「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則」に則り、学長選考・監察会議は、選考の都度、「望ましい学長像」を作成し公表するとともに、選考日程その他必要な事項を定めて公示している。また、選考の際には、意向調査の実施結果は参考として取り扱い、学長選考・監察会議が、その権限と責任のもとで主体的に選考を行っている。 なお、望ましい学長像、公示、選考過程及び選考理由等については、以下のウェブページ上に、公表している。 ・「学長選考・監察会議」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/disclosure07/
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		令和元年度開催の学長選考会議において，学長再任の審査手順を定めるとともに，学長任期を３年とし，大学に求められるミッションの複雑化などの社会情勢の変化に対応するためには，継続的な経営・運営体制が強く望まれることから再任の上限は，廃止した。 任期が３年であること及び再任を妨げないことを改正理由とともにウェブページ上に公表している。 ・「学長選考・監察会議」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/disclosure07/
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則」及び「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則」において、学長に職務上の義務違反等があり、職務を行わせることが適当でないと判断される場合には、任期途中であっても学長選考・監察会議が解任を申し出ることができるように手続き等を整備し、公表している。 ・「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/09_302.pdf ・「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/10_303.pdf

補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		「国立大学法人鳴門教育大学学長の業績評価に関する申合せ」に基づき、学長の任期の起算日から３年目の６月に、学長の業務執行状況について、その任期の途中における業績評価 （中間評価）を行っている。 また、評価結果については、今後の法人経営の改善に活かすために本人に提示し、ウェブページ上においても公表している。 ・「国立大学法人鳴門教育大学長の業績評価について」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/disclosure07/ ・「国立大学法人鳴門教育大学学長の業績評価に関する申合せ」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/gyousekihyoukamousiawase.pdf
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		選考にあたっては、新たに「国立大学法人鳴門教育大学学長選考・監察会議委員の選考方針」を策定し、同方針に示す観点から適切な委員を、経営協議会及び教育研究評議会において審議の上、選任するとともに、議事要録をウェブページ上に公表している。 ・「国立大学法人鳴門教育大学学長選考・監察会議委員の選考方針」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/15_R4gakutyousennkoukannsatukaigiiinnosennkouhousin.pdf ・「経営協議会議事要録」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance03/ ・「教育研究評議会議事要録」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance03/
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		※本学は大学統括理事を置いていない。
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		法令に基づく情報公開に加え、その他地域等との連携・協働に係る様々な情報を適切に公表し、その透明性を確保することにより、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っている。 （公表内容については、原則4-1及び補充原則4-1①に記載） また、「国立大学法人鳴門教育大学内部統制に関する規則」において、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施することにより、国立大学法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示し、適正な法人経営を確保するとともに、内部統制の運用体制を公表している。さらに、2022（令和４）事業年度事業報告書から内部統制システムの運用状況について記載しており、これを公表している。 ・「国立大学法人鳴門教育大学内部統制に関する規則」 https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/media-20260605043933-RvdCvqle.pdf ・「事業報告書」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance02/

原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	本学ウェブページにおいて、広く周知するべき情報として、独立行政法人通則法、国立大学法人法、学校教育法施行規則などに基づく、法定公開情報はウェブページ「法人情報」及び「情報公開」に掲載している。 また、教育研究活動の状況・成果等と財務情報の関連性を分かりやすく示した統合報告書を毎年度作成し、本学ウェブページで公表している。 ・統合報告書 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance02/ 本学ウェブページやYouTube等のＳＮＳを情報発信における重要な広報媒体と位置づけ、法人経営、教育・研究・社会貢献活動など、多岐にわたる情報を各サービスに応じて、積極的に情報提供をしている。 また、大学概要や、学部案内などの広報物を発行しているほか、ウェブページ上でも閲覧を可能としている。 ・「法人情報（大学案内）の公開」※掲載内容：創設の趣旨・目的、運営組織、法定公開情報など https://www.naruto-u.ac.jp/category/basic-information/ ・「学生生活・就職」※掲載内容：入学料・授業料・奨学金、教育課程、課外活動など https://www.naruto-u.ac.jp/student-life/ ・「研究・地域連携」※掲載内容：産学連携・知的財産、公開講座など https://www.naruto-u.ac.jp/research/ ・「広報物の発行（大学案内＞広報）」※掲載内容：大学概要、学部案内など https://www.naruto-u.ac.jp/about/public-relations01/　（大学概要） https://www.naruto-u.ac.jp/graduate/guidebook/　（大学院ガイドブック） https://www.naruto-u.ac.jp/faculty/guidebook/　（学部案内） ・YouTube https://www.youtube.com/c/鳴門教育大学-公式 ・Facebook https://www.facebook.com/profile.php?id=100079898442232 ・X(旧Twitter) https://x.com/naruto_univ ・Instagram https://www.instagram.com/naruto_university_of_education/

補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	教育研究活動の状況・成果等や財務情報を一体的にまとめた統合報告書において、本学が掲げるビジョンとそれに基づく取組の状況を、主なステークホルダーに分かりやすく伝わるよう情報発信をしている ・統合報告書 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance01/ また、本学ウェブページにおいて、入学希望者、在学生・保護者、卒業・修了生、地域住民とステークホルダーごとに、コンテンツを整理し提供しているほか、YouTube、Facebook等複数のＳＮＳも活用し情報発信している。 ・「法人情報(法定公開)」※掲載内容：業務方法計画書、中期目標・中期計画など https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance01/ ・「公開（学校教育法施行規則　ほか）」※掲載内容：大学の教育研究上の目的、方針、教職員・学生数など https://www.naruto-u.ac.jp/category/basic-information/ ・「入試情報　大学院入試」※掲載内容：入試に関すること https://www.naruto-u.ac.jp/admissions ・「入試情報　学部入試」※掲載内容：入試に関すること https://www.naruto-u.ac.jp/admissions ・「研究・地域連携」※掲載内容：公開講座等について、施設の利用についてなど https://www.naruto-u.ac.jp/research/ ・「卒業生・修了生の皆さまへ」※掲載内容：証明書に関することなど https://www.naruto-u.ac.jp/graduate/ ・「在学生・保護者の皆さまへ」※掲載内容：授業に関することなど ・「学生生活・就職」※掲載内容：進路・就職情報に関することなど https://www.naruto-u.ac.jp/student-life ・YouTube https://www.youtube.com/c/鳴門教育大学-公式 ・Facebook https://www.facebook.com/profile.php?id=100079898442232 ・X(旧Twitter) https://x.com/naruto_univ ・Instagram https://www.instagram.com/naruto_university_of_education/

補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報		学生が身に付けることが必要な資質・能力等について、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を具体的かつ明確に策定し、本学ウェブページにおいて公表している。 学生が享受できる教育について、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に従った教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、本学ウェブページにおいて公表している。 この２つの方針に基づき、本学の教育課程において修学することにより、所定の単位を修得し、必要な資質・能力を身に付けることができる。 本学で取得可能な教育職員免許状及び資格について、本学ウェブページにおいて公表している。 授業や教育等について、様々な角度から現状を把握し、改善に努めるため、授業評価や教育等に関するアンケートを実施し、その結果を本学ウェブページにおいて公表している。 ・「学士課程のディプロマ・ポリシー」 https://www.naruto-u.ac.jp/student-life/academics17/ ・「学士課程のカリキュラム・ポリシー」 https://www.naruto-u.ac.jp/student-life/academics16/ ・「修士課程・専門職学位課程のディプロマ・ポリシー」 https://www.naruto-u.ac.jp/student-life/academics04/ ・「修士課程・専門職学位課程のカリキュラム・ポリシー」 https://www.naruto-u.ac.jp/student-life/academics05/ ・「学士課程で取得可能な教育職員免許状及び資格」 https://www.naruto-u.ac.jp/faculty/qualifications01/ ・「修士課程・専門職学位課程で取得可能な教育職員免許状及び資格」 https://www.naruto-u.ac.jp/graduate/qualifications01/ ・「学士課程の授業評価アンケートの実施結果」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance12/ ・「修士課程・専門職学位課程の授業評価アンケートの実施結果」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance12/ ・「教育等に関するアンケートの実施結果」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance12/ 学生の生活実態、修学（学習の成果、教育への満足度等）、学生生活（各種支援への満足度等）など多岐に亘る項目についての調査結果をとりまとめた「学生生活実態調査報告書」を作成し、大学ウェブページで公表している。 「学生生活実態調査」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/governance12/ 年間の就職支援行事及び卒業生・修了生の進路状況及び就職活動体験記等を作成し、大学ウェブページで公表している。 「就職支援」 https://www.naruto-u.ac.jp/student-life/career01/ 「就職活動体験記」 https://www.naruto-u.ac.jp/student-life/career02/

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報」について、以下の公式ウェブページに掲載している。 ・「法人情報の公開」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/disclosure03/ ・「運営組織など」 https://www.naruto-u.ac.jp/category/management-and-evaluation/ ・「法人文書の公開」 https://www.naruto-u.ac.jp/about/disclosure11/ ※「医療法施行規則第７条の２の２及び同規則第７条の３に規定する情報」及び「医療法施行規則第15条の４第２号に規定する情報等」については、本学は該当なし。